

国際観光旅客等による 税関への納付について

1 国際観光旅客等による税関への納付

国際旅客運送事業者である船会社や航空会社等を利用せずに本邦から出国する場合には、本邦からの出国のため国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、納税地を所轄する税関へ「国際観光旅客税」を納付しなければなりません。（国際観光旅客税法第18条）

2 国際観光旅客税の税関への納付方法

国際観光旅客等による納付について、船舶代理店やハンドリング事業者等（以下、代理人）に各種手続きを委託している場合には、代理人が国際観光旅客税を取りまとめて納付することとなります。納付の際には、国際観光旅客等をとりまとめた国際観光旅客氏名表又は若しくは旅客名簿（税関様式C-第2050号）又は旅客氏名表（税関様式C-第2055号）に非課税等の理由を追記したもの（以下、国際観光旅客氏名表等）の提出が求められます。

なお、代理人を介さずに旅客が自ら入出港に係る各種手続きを行っている場合には直接税関へ納付することとなります。

(1) マルチペイメント（MPN）による納付

- ① 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して納付手続きを行う場合
イ 代理人は、国際観光旅客税用の汎用申請様式をファイル添付し、「汎用申請（HYS）」業務を行い、「汎用申請控情報」が配信されます。
ロ 続けて代理人は、「汎用申請手数料等納付申請（RPC）」業務を行います。当該業務の実施により、代理人に「汎用申請手数料等納付申請控情報」及び、「納付番号通知情報」が配信されます。
ハ 代理人は、納付番号通知情報をもとにATMやインターネットバンキング等により納付を行います。

② 書面により納付手続きを行う場合

- イ 代理人は、納付書（税関様式C-第1010号）（複数者分をまとめて納付する場合には、国際観光旅客氏名表等）の余白に「MPN納付」と記載したものを税関に提出します。
ロ 税関は、提出された計算書等をもとに「資金徴収登録（SIK）」業務にて資金徴収登録を行い、代理人に「納付番号通知情報」を交付します。
ハ 代理人は、納付番号通知情報をもとにATMやインターネットバンキング等により納付を行います。

※ ATMやインターネットバンキング等による納付については、マルチペイメントに対応している国内口座であれば、国外事業者名義でも対応可能です。

※ マルチペイメントについては、NACCSやMPNセンタの定期メンテナンス等のシステム休止の際には利用できません。

各システムのスケジュールにつきましては、
NACCS掲示板（<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/>）
日本マルチペイメントネットワーク機構HP（<https://www.jammo.org/index.html>）
をご参照ください。

(2) 納付書による銀行窓口等での納付

- ① 書面にて計算書等を提出する場合
- イ 代理人は、納付書（複数者分をまとめて納付する場合には、国際観光旅客氏名表等を添えて）を税関に提出します。
- ロ 税関は、納付書の記載について確認のうえ、必要事項を記入・押印し、納税者に交付します。
- ハ 代理人は、納付書により銀行窓口等での納付を行います。
- ② システムにて計算書等を提出する場合
- イ 代理人は、国際観光旅客税用の汎用申請様式をファイル添付し、「汎用申請（HYS）」業務を行い、「汎用申請控情報」が配信されます。
- ロ 続けて代理人は、「汎用申請手数料等納付申請（RPC）」業務を行います。当該業務の実施により、代理人に「汎用申請手数料等納付申請控情報」が配信されます。
- ハ 代理人は、納付書（税関様式C-第1010号）と併せて「汎用申請手数料等納付申請控情報」の写しを税関に提出します。税関は、「汎用申請手数料等納付申請控情報」をもとに、納付書の記載について確認のうえ、必要事項を記入・押印のうえ、代理人に交付します。
- 二 代理人は、納付書により銀行窓口等へ納付を行います。
- ※ 納付書（税関様式C-第1010号）については、税関窓口にて配布しています。

各納付方法の主なフローについては次項を参照ください。

3 納税地

国際旅客運送事業者である航空会社等を利用せずに本邦から出国する場合の「国際観光旅客税」の納税地については、本邦から出国する出入国港の所在地となります。なお、税関長へ申出を行い税関長の指定を受けた場合は、その場所が納税地となります。（国際観光旅客税法第14条）

納付書による銀行窓口等での納付の場合には、納付書（税関様式C-第1010号）又は国際観光旅客氏名表等の余白に「納税地特例」を希望する旨記載のうえ提出することとし、税関が納付書又は国際観光旅客氏名表等を受理したことによって指定を受けたこととなります。

※ マルチペイメントによる納付の場合には、宛先税関は出入国港の所在地を所轄する税關としてください。

○ 外国貿易船等に乗船している旅客について

「国際観光旅客等」とは、国際船舶等により本邦から出国する観光旅客その他の者（※）であって、
・出入国管理及び難民認定法第25条第1項又は第60条第1項の規定による出国の確認を受けて本邦から出国する者（国際観光旅客税法第2条）

とされており、外国貿易船等に乗船している旅客については、出入国管理及び難民認定法の出国の確認を受けない場合には課税の対象とはなりません。なお、本邦に上陸しなかった場合でも、出入国管理及び難民認定法の出国の確認を受ける場合には課税の対象となりますのでご留意ください。

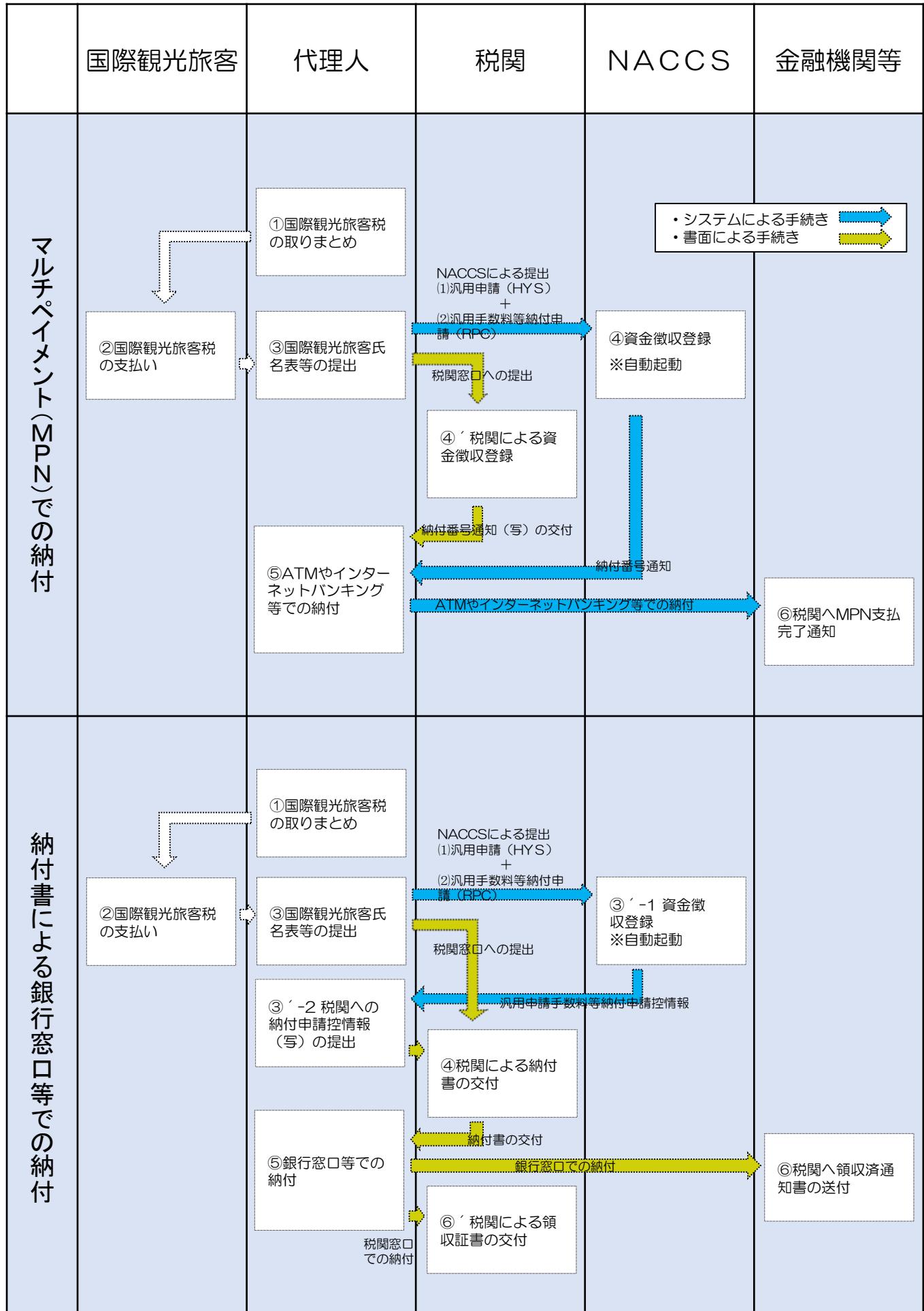
※ 「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、例えば、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も含まれます。

《「国際観光旅客税」に関するお問合せ先》

○ 最寄りもしくは納税地を所轄する税関にご連絡ください。税関の連絡先は税関ホームページ（www.customs.go.jp）でご案内しています。

「国際観光旅客税」についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されている「国際観光旅客税に関するQ&A」等をご覧ください。

国際観光旅客税の主な納付フローイメージ(国際観光旅客等)法第18条



國 際 觀 光 旅 客 氏 名 表

平成 年 月 日

先てあ

船 舶 の 名 称 若 し く は
航 空 機 の 便 名 · 登 錄 記 号 _____ 国 籍 _____

出 國 地 _____ 出 國 日 _____

(注) 1. この国際観光旅客氏名表は、旅客名簿（C—2050）又は旅客氏名表（C—2055）に非課税等の理由を追記したものに替えることができます。

2. 「非課税等の理由」については、該当する以下の番号を記入ください。

「1」…旅客が国際観光旅客等でないとき

旅客が国際観光旅客税法第6条各号に掲げる者である

とき「2」…天候その他やむを得ない理由による寄港

「3」…本邦から出国する日における年齢が2歳未満の者

「4」…旅客がその本邦からの出国につき他の法律の規定により国際観光旅客税を免除される者であるとき

「5」…出国時に国際旅客運送事業者の運航する船舶等にて出国する者

(規格 A4)